

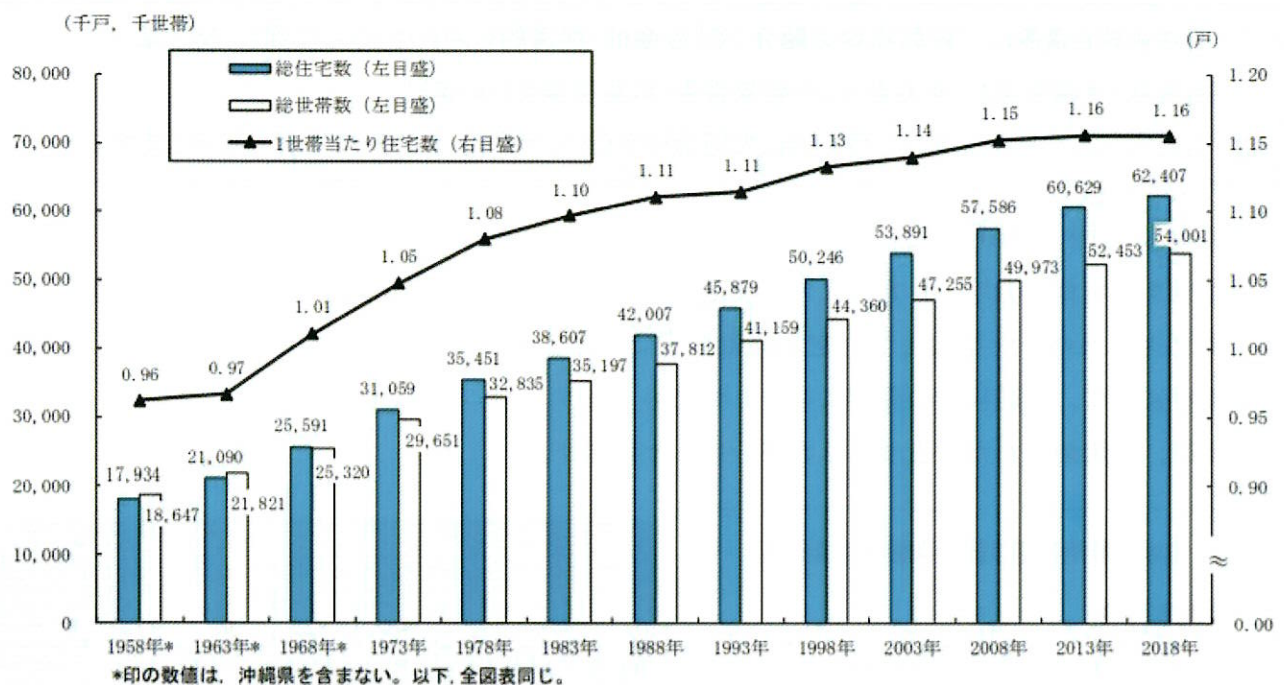
空き家問題で苦慮されている自治体及び関係各位

# 空き家所有者への啓発・広報を支援

～賃貸・売買など活用できていない空き家所有者向け～

既にご承知のとおり、直近の住宅・土地統計調査（総務省統計局／令和元年9月30日発表）によりますと、日本の空き家数846万戸と空き家率13.6%はいずれも過去最高を更新しています。

図1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移—全国（1958年～2018年）



長野県の空き家率は19.5%で、山梨県、和歌山県に次いで全国で3番目に高い状況です。

長野県は別荘が多いという地域特性もあり、どうしても空き家率が高めになりますが、別荘地以外でも、都市部、農村部ともに空き家が多く見受けられます。

これら空き家の多くは、所有者は判明しているものの、相続等で引継いだ遺品や家財道具がそのままになっているため、賃貸や売買として活用できないという事情を持っています。



当事業の実例 実家の片付け(松本市)



当事業の実例 実家の片付け(生坂村)

また、長野県では農家の空き家をはじめ敷地や建坪の広い住宅が多いのですが、世間体を心配したり、賃貸の際の「借り手の修繕要求」を危惧するあまり、賃貸するのを躊躇してそのままにしている事例も多く見受けられます。

今回、地域問題研究所では、次について重点的に行ってまいります。

- ① 賃貸・売買として活用できていない空き家所有者に対する公共の啓発・広報への支援事業
- ② 「現状貸しの容認」を入れた農家住宅(※1)向け賃貸借契約締結の啓蒙啓発・支援への事業
- ③ 空き家の片付け・残置物処理(※2)をワンストップで提供できる体制の整備への支援事業

※1 敷地・建坪が広い住宅、納屋などが付帯した農家住宅など

※2 遺品の整理、廃棄物の処理、仏壇・神徒壇の閉眼供養(魂抜き)、農地や農機具の引継ぎなどを総合的に調整

具体的には、以下の事業等に取り組めます。

- ① 自治体等と連携し、「好転事例の紹介」や「社会的・経済的なメリット」などに関し、空き家所有者(予備軍含む)を対象とした啓蒙啓発・広報事業を行います。
- ② 当社ホームページにおいて積極的に広報活動を行い、地域社会の健全発展に寄与します。

最近、テレワークやリゾートワークが注目されていますが、その最適地である長野県においては、特に空き家を有効活用し、定住人口や交流人口を増やしていく取り組みが重要になります。

アフターコロナを見据えて、空き家所有者に対するアプローチが必要不可欠であり、それらの支援を通じて、地域社会の発展に寄与してまいります。

ぜひ、ご用命いただきますようお願い申し上げます。

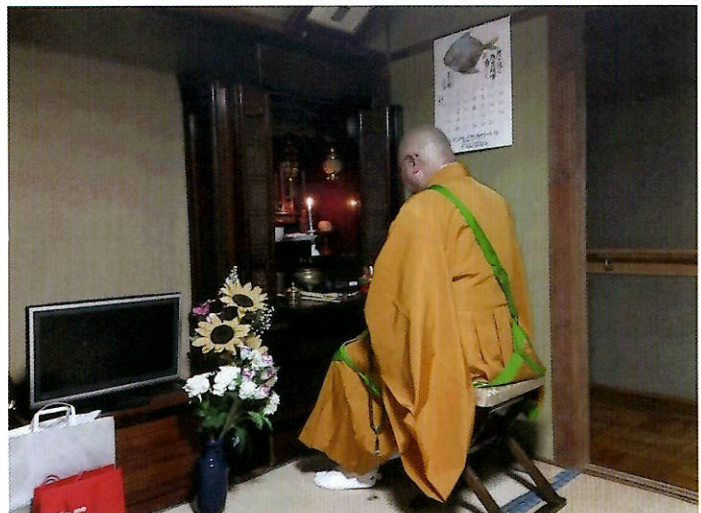
#### 空き家解消に取り組む実務者(複数名)

##### ○保有資格

- ・行政書士 ・宅地建物取引士
- ・ファイナンシャルプランナー
- ・空き家相談士 ・相続診断士
- ・遺品整理士 ・終活カウンセラー
- ・グリーフケアアドバイザー
- ・HACCP コーディネーター など

##### ○実績

- ・空き家解消に向けた取り組み
- ・「現状貸し容認」賃貸借契約の締結
- ・相続対策コンサルティング など多数



当事業の実例 閉眼供養(魂抜き)



合同会社 地域問題研究所

研究所長(代表社員):伊東 敬 研究員(社員):瀧澤 重人

住所:〒390-0851 長野県松本市島内3777番7

電話番号:0263-48-6900(携帯転送) FAX:0263-48-2070

メール:info@chiken.jp URL:https://chiken.jp

